

預かり保育(おひさま)要綱 (1号認定・新2号認定)

広幡こども園 3・4・5歳児クラス

1 対象児

広幡こども園に在園する1号認定・新2号認定のご家庭のお子様

2 支援対象 *1号認定・新2号認定のご家庭の緊急措置の為の保育です。 ※新2号は市町村の認定が必要です。

- A 急な用事や仕事等で、降園後子どもの世話ができない場合
- B 親が学校の役員会などで、降園後子どもの面倒をみてくれる人がいない場合(冠婚葬祭時も含む)
- C 母親の精神的な負担を軽減するため(きょうだいの検診・家族の介護等)

*新2号認定とは

・従来の1号認定の方で『常時預かり保育を利用される方』※施設等利用給付の認定が必要(保育を必要とすることを証明する各種書類提出:全世帯分)

*預かり保育の無償化について(新2号対象)

・新2号の認定を受けた方は、利用者の利用日数(毎月)×450円を支給限度額(1.13万円)として預かり保育に要した費用を支給 ※土曜日も利用可能となりました。但し上限金額には含まれません。

3 場所

おひさまクラス

4 保育者

有資格者が複数で保育にあたります。

5 保育時間及び保育料

早朝	7:00～8:30(1.5時間)	200円	
14時降園	14:00～18:00(4時間)	500円	
12時降園	12:00～18:00(6時間)	500円	
長期休業	7:00～8:30(1.5時間)	200円	8月の預かり保育は希望者のみ給食 給食代集金あり)
	8:30～13:30(5時間)	500円	
	13:00～18:00(5時)	500円	
※土曜日 (新2号のみ)	7:30～8:30(1時間)	200円	
	8:30～13:00(4.5時間)	500円	
	13:00～17:30(4.5時間)	500円	

6 保育料支払いに関する注意事項

◎支払い: 利用後翌月15日前後に専用の集金袋を配布します。

◎上限金額: ひと月のご利用金額の合計が上限金額を超える場合(土曜日を除く)はそれ以上の利用料はいただきません。

◇1ヶ月の上限金額: 通年※8月を除く ￥9,500

◇1ヶ月の上限金額: 8月 ￥12,000

※新2号の方は、土曜日も利用可能となりますが、月の上限金額 9,500円(12,000円)には含まれません。

※新2号の方の延長料について18:00以降は30分100円(*30分未満も100円)です。延長料金は上限金額 9,500円(12,000円)には含まれません。

7 申込み方法

*利用される方は、利用する日の5日前までに※パステルにて申し込み ※スマートフォン専用アプリ

*土曜保育は、前月25日までに申し込んでください。 ※新2号認定のみ利用可能

*複数日まとめた申し込みは可能です。

*キャンセルされる方は、各自で5日前までにパステルにてキャンセルをしてください。

*申し込みの5日を過ぎた方で、申し込み・キャンセルを希望される方は書類を提出していただきます。

8 新2号認定の利用料償還について

(新2号児): 預かり保育利用料の利用料を園に支払い、園より発行した領収書と申請書を市町村に持参提出し償還を受ける。詳しくは市より連絡が来次第お知らせします。

9 保育料納入場所

集金袋は、金額が大きいので必ず、保護者の方が職員へ手渡ししてください。

10 おひさまカード&集金袋の購入について

新規で預かり保育を利用される方は「おひさまカード&集金袋」を購入してください。

*利用日には「おひさまカード」を忘れずに通園カバン右側に付けて登園してください。

※「おひさまカード」は従来のものでかまいません。

*カードは園の事務所にしてお買い求めください。

*集金袋は初回利用月の時に、利用料と一緒に支払っていただきます。

*子ども達は、毎日保育の中で色々な経験をします。降園後は、ご家庭でゆったりとした時間を設けてあげてください。

